

【問題】

A市は、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合は、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる」という規則を有している。現在、A市は、法令を率先して守り模範を示すべき公務員が、酒を飲んで車を運転するという行為は著しく非難に値する行為であり、厳しい処分を科すべきであるという理由により、市の職員が飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）をした場合、事故の有無にかかわらず、すべて懲戒免職にする旨、市の規則を改正すべきか否か検討中である。飲酒運転による交通事故を防止するためにこのような規則の改正は必要であるとする意見がある一方で、懲戒免職は、日本の雇用慣行からすると、その人の職業生活上、死刑判決に等しいとして、どのような酒気帯びでもすべて懲戒免職とするのは酷であるなどの意見もある。このような規則の改正に賛成か反対かについて、あなたの意見とは反対の意見に対して批判を加えつつ、あなたの意見を述べなさい。

（注） 酒酔い運転とは、アルコール濃度と関係なく、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で運転することを、酒気帯び運転とは、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上の状態で運転することを意味する。アルコール濃度0.15ミリグラムとは、個人差があるが、成人男性の場合、おおよそ、ビール大瓶1本を飲んだ程度である。

【答案の講評】

本問において論じるべき点は、飲酒運転は具体的な事情を考慮しないですべて懲戒免職にするというのは酷であり、いくら飲酒運転による交通事故防止のためとはいえ不当であると考えべきなのか、それとも飲酒運転による交通事故を防止するために必要なことであると考えべきなのか、公務員といえども公務外の行為についてまで厳しくするのは不当であると考えべきなのか、それとも公務員は法令を率先して守り模範を示すべきなので厳しくしても不当ではないと考えるべきなのか、である。

規則の改正に賛成であれ反対であれ、この2つの論点について、自己の意見とは反対の意見に対して批判を加えつつ、自己の意見を説得的に論じることが必要である。

多くの答案はこの2つの論点について論じていたが、1つの論点についてしか論じていないものもあった。また、自己の意見とは反対の意見に対して適切に批判しているものもあれば、批判をしていなかったり、適切ではない批判をしているものもあった。また、自己の意見を論理的に論じているものもあれば、論理的でないものもあった。さらには、ごく少数であるが、全体的に意味不明であったり、問いに答えていないと言わざるをえない答案も見られた。

以上の内容面のほか、日本語の文章として難のあるもの、誤字の多いものもあった。また、答案全体の構成に難のあるものもあった。

本問はオーソドックスな問題なのであまり点数差がつかないのではと予想していたが、結構、点数差がついた。やはり小論文の基本が身につけている人とそうでない人がいるということである。

琉球大学大学院法務研究科